

## 幼児教育の無償化に向けた国への要望事項（案）

### 「認可外保育施設指導監督基準」の改正

#### ○職員配置基準を変更すること

- ・現基準は、1日に保育する乳幼児の数に応じて保育従事者のみ規定されており、6人以上の場合のみ、概ね3分の1が保育士又は看護師（准看護師を含む。）であることとされている。

- ・認可外保育施設での死亡事故の検証における施設関係者への事故後のヒアリングで、保育士及び保育従事者が保育と同時に給食を調理する、あるいは、給食材料の買出しに出かけることなどがあり、その間は実際の保育に従事できていなかった実態があることが分かった。

⇒給食提供をする場合の調理員の配置を追加すること（※）

- ・本市幼児教育無償化では認可外対象施設の運営の条件を次のとおりとしている。

当該施設に従事する保育従事者の必要数の2分の1以上は、保育士、看護師（准看護師を含む）、幼稚園教諭、子育て支援員研修（地域保育コース（地域型保育））の修了証書を交付された者であること。（1日に保育する乳幼児の数が6人以上の認可外保育施設は認可外保育施設指導監督基準に示す保育従事者の必要数の3分の1以上は保育士、看護師（准看護師を含む）とすることを満たした上で配置すること。）

⇒保育従事者の2分の1以上は、保育士、看護師（准看護師を含む）、幼稚園教諭、子育て支援員であることと改正すること

#### ○事故発生防止及び発生時対応マニュアルの整備を盛り込むこと（※）

#### ○普通救命講習の受講を盛り込むこと（※）

※は、「大阪市たんぽぽの保育事故調査報告書（H29.7）」より抜粋